

平成28年度 社会教育主事講習[A] 「生涯学習概論」講義レジュメ

日時 平成28年7月20日(水) 14:00~17:15

会場 社会教育実践研究センター 3F 講堂

講義テーマ ●1、生涯学習社会における学校教育

●2、家庭・学校・社会の連携と学習システム

講師

ふるさと再生塾塾長 小山 忠弘

●1、生涯学習社会における学校教育の役割（14:05~15:30）

生涯学習社会と学校

生涯学習社会の定義 生涯学習社会とは、生涯にわたって、多様な場所で、多様な学習を行うことが保障されている社会、という単純な意味ではない。⇒教育基本法第3条(生涯学習の理念)国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「その成果を適切に生かすことのできる社会」

自分の意思で学ぶ喜びを味わいながら、いつ学んでも、どこで学んでも、学んだ成果(取得資格、学習歴、活動歴)が、地域社会や職場において適正に評価される社会。

学校は、生涯学習のあらゆる場所の代表的生涯学習機関＝地域住民に開放する義務地域に開かれない重い扉(閉鎖性・画一性・硬直性)

法的根拠

①教育基本法第12条第2項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

②学校教育法第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

③社会教育法第44条1項 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する施設を社会教育のため利用に供するように努めなければならない。

④学校図書館法第4条第2項 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

⑤スポーツ振興法第13条第1項 学校教育法に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

答申・通知等による学校施設の開放促進

明治期：文部省普通学務局通牒「小学校の校舎校地等の使用に関しては、公衆体育や集会のために体操場や校舎を、教育上障害のない限り、相当取締の下に便宜認可を与ふるの方針を執られべし。」

昭和20年 文部大臣訓示「教職員が学校教育以外の社会教育に従事すること、学校の施設を一般に開放し利用させるなどの努力を望む。」

昭和28年社会教育審議会『学校開放活動促進方策について』

昭和48年社会教育局長通知『子どもの遊び場の確保について』

昭和51年文部事務次官通知『学校体育施設開放事業の推進について』

昭和62年臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』「公立の小学校、中学校、高等学校の施設は、地域社会の共同の財産であり、その施設が空いている場合、これらの施設を可能な限り社会教育事業等のために活用することを一層積極的に推進する。」

平成10年生涯学習審議会答申『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』→ネットワーク型行政の推進

生涯学習と学校教育

*小中学校は生涯学習の基礎を培う場（理想）

- ①児童生徒が生涯学習の観点からの基礎的・基本的事項、自己教育力、勤労観、職業観、など主体的に将来の進路を選択できる能力の育成
- ②様々な教育活動を通して、家庭や地域の教育力の活性化促進
- ③伝統的地域行事や伝承遊びなど地域の人々との交流による地域の教育力の高揚
- ④地域住民の多様な学習ニーズに応え、スポーツ文化活動づくりの拠点としてのコミュニティ・スクール化促進

*学校教育の姿（現実）

学校教育が子どもに教えていること ①自分で考えるのではなく、教えられた枠組みに従って考え、行動すればよい。②学校で教えられた情報や価値観が唯一の真理であり、それを疑ったりしてはならない。（ラングラン生涯教育論の背景）ラングランの学力＝自分の目で見、自分の頭で考え、多様な情報や他者の見解にも目を向け、意見交換をし、より確かな問題解決策を探りだし、行動する。ヨーロッパ諸国は PISA 型学力、日本もようやく指導要領が思考力・判断力・表現力を重視

学習指導要領の改訂⇒「**社会に関かれた教育課程**」＝地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。⇒重い扉の開放始動

● 2、家庭・学校・地域の連携と学習システム（15：45～17：05）

①教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

②平成20年中央教育審議会答申『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～』

③平成25年中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』

*教育委員会制度の改革

*地域とともにある学校づくりの推進方策提言

●国はコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の未設置の地域に対する支援、マネジメント力向上に向けた教職員研修等の在り方の検討及び地域人材の資質向上策などを推進する。

●教育行政部局は、自主的・自律的な学校運営の促進や、マネジメント力を持った教職員の育成及び配置などを行う。

●学校は、地域と連携・協働するための体制整備や学校に関する情報の積極的な発信などを行う。

○連携の概念＝どちらか一方に主体性がある相互補完の関係

○融合の概念＝どちらにも主体性がある一体の関係 「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としたうえで、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、学社連携の最も進んだ形態である。」生涯審答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」（平成8年4月）

○協働の概念＝①双方が対等である

②教育目標を共有している

③情報を共有している

④チエ・ワザ・カネをお互いに提供し合う

⑤責任を共有する

◎学校教育に対する社会教育の立ち位置の変遷 ①補修②補完③連携④融合⑤支援⑥協働

地域住民等への学習機会の提供

教育委員会制度の改革⇒「総合教育会議」の設置（首長＋教育委員会） 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）

学校・家庭・地域の教育機能を踏まえた相互の連携の意義

④平成27年中央教育審議会答申『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について』通称「地域学校協働答申」

***これからの学校と地域の連携・協働の在り方**

- 地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

*三浦清一郎「小・中学校市民聴講制度のすすめーその先見性と未来性ー『社会教育』2016.7月号

- 学校を核とした協働の取組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進

地域による学校支援→ 地域とともにある学校づくり＝「地域学校協働活動」

「学校支援地域本部」→「地域学校協働本部」＝「支援」から「連携・協働」「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」

***地方創生とコミュニティ・スクール**

コミュニティ・スクールは、これからの総合的な生涯学習システム

連携・協働の進展⇒「学校教育」「社会教育」という2元的分類の消滅？